

便利で安心! 年金お受取りのご指定で

うれしい特典

お誕生月には
ステキな
プレゼント

写真の商品を
いずれか1点

プレゼント!



JAバンク兵庫オリジナル
よりぞう保冷バッグ

複数の年金のお振込につきましても、お一人様につき賞品は1点となります。※実際の賞品は写真と異なる場合があります。



花王
キュキュットセット



足立醸造 兵庫奥播州
蔵元の醤油2本セット



上乗せ金利でお預かりします

おトクな 定期貯金

お預け入れ

総額500万円まで

期間

1年

年

0.50%

(税引後 年0.398%)

期間

3年

年

0.60%

(税引後 年0.478%)

※年金のお受取りを指定されている店舗でのみお取り扱いします。
※新規で定期貯金をお預け入れいただいた個人の方に限りです。
※既に当JAにお預け入れいただいている定期貯金からのお預け替えはできません。
※万一、中途解約される場合、当JA所定の中途解約利率を適用いたします。
※左記金利は初回満期日までとなります。自動継続後は店頭表示金利となります。
※年金振込が停止した場合、お預け入れ日にさかのぼって上乗せ金利を取り消しさせていただきます場合があります。
※お利息に対して20.315% (国税15.315%・地方税5%) の税率により源泉徴収されます (源泉分離課税)。
※税引後利率は小数点第4位以下を切り捨てて表示しています。
※実際に受取られる金額とは異なる場合がございます。
※ATMによるお預け入れは対象外になります。
※金融情勢により、金利の見直しを行う場合があります。

みらいちゃん



2ヵ月に1回の年金受取りに合わせた便利な定期積金をご利用できます

隔月掛金 定期積金 ゆったり

期 間

1年以上7年以内

掛 金

1回あたり10,000円以上 (1,000円単位)

年 0.30%

(税引後 年0.239%)

※年金のお受取りを指定されている店舗でのみお取り扱いします。
※年金お受取り口座からの自動振替のみのご利用とさせていただきます。
※他の特典付定期積金との併用はできません。
※万一、中途解約された場合は、当組合所定の中途解約利率を適用させていただきます。
※年金振込が停止した場合、お預け入れ日にさかのぼって上乗せ金利を取り消しさせていただきます場合があります。
※お利息に対して20.315% (国税15.315%・地方税5%) の税率により源泉徴収されます (源泉分離課税)。
※税引後利率は小数点第4位以下を切り捨てて表示しています。
※実際に受取られる金額とは異なる場合がございます。
※金融情勢により、金利の見直しを行う場合があります。

取扱期間: 令和7年10月1日(水)~令和8年3月31日(火)

くわしくは店頭にて説明書をご用意しております。

くわしくは各支店窓口、または渉外担当者までお気軽におたずねください。



JA兵庫みらい

本店事業推進部金融推進課
TEL.0790-47-1280
<https://www.hyogomirai.com/>

北条富田支店 TEL.0790-42-2733
善防支店 TEL.0790-48-2211
加西支店 TEL.0790-49-1011
多加野支店 TEL.0790-45-0018
在田支店 TEL.0790-44-0301

三木市久留美支店 TEL.0794-82-0340
志染支店 TEL.0794-87-3011
緑が丘支店 TEL.0794-84-2700
広野支店 TEL.0794-85-6500
豊地支店 TEL.0794-86-2511

小野中央支店 TEL.0794-63-1501
河合支店 TEL.0794-66-5001
小野南支店 TEL.0794-63-1510
下東条支店 TEL.0794-67-0080

年金は一人ひとりでちがいます。 だからこそ、お早めのご相談、ご確認が得策です。

★当JAでは無料の社会保険労務士による相談会も実施しております。毎月第3日曜日

JAが面倒な手続きをお手伝いします！
ぜひ、お気軽に窓口・渉外担当者にお申し付けください。



日本年金機構から送付される「ねんきん定期便」で確認を！
**「ねんきん定期便」は
毎年誕生月に送付されます。**



ねんきん定期便のチェックポイント

★作成時点での年金加入期間が記されています。

「みどりの封筒」が届きましたら、
JAまでご連絡ください。

手続きに関する案内が送られてきます。

受給年齢を迎える誕生月3ヶ月前になると、日本年金機構から「みどりの封筒」(年金請求書・手続きに関する案内)が送られてきます。

★厚生年金の加入が1年以上の方の手続き用紙は、女性は63歳の3ヶ月前に、国民年金のみに加入されていた方(厚生年金の加入年数が1年未満の方を含む)の用紙は男性・女性とも65歳の3ヶ月前に送られてきます。



誕生日の前日から請求手続き

女
63歳

厚生年金に1年以上加入された方

昭和37年4月2日生まれ以降の女性の方は63歳からの請求となります。

65歳

国民年金のみに加入された方

厚生年金加入が1年未満の方

65歳の誕生日の前日から手続きができます。

厚生年金は男女とも徐々に65歳支給になります。

特別支給の厚生年金の支給開始年齢は、下表のように「定額部分の年金」も、「報酬比例部分の年金」も、徐々に「65歳支給」になります。

男性 昭24.4.2～昭和28.4.1生まれ 女性 昭29.4.2～昭和33.4.1生まれ	報酬比例部分 ▲60歳	老齢厚生年金
		老齢基礎年金 ▲65歳
男性 昭28.4.2～昭和30.4.1生まれ 女性 昭33.4.2～昭和35.4.1生まれ	報酬比例部分 ▲61歳	老齢厚生年金
		老齢基礎年金 ▲65歳
男性 昭30.4.2～昭和32.4.1生まれ 女性 昭35.4.2～昭和37.4.1生まれ	報酬比例部分 ▲62歳	老齢厚生年金
		老齢基礎年金 ▲65歳
男性 昭32.4.2～昭和34.4.1生まれ 女性 昭37.4.2～昭和39.4.1生まれ	報酬比例部分 ▲63歳	老齢厚生年金
		老齢基礎年金 ▲65歳
男性 昭34.4.2～昭和36.4.1生まれ 女性 昭39.4.2～昭和41.4.1生まれ	報酬比例部分 ▲64歳	老齢厚生年金
		老齢基礎年金 ▲65歳
男性 昭36.4.2以降生まれ 女性 昭41.4.2以降生まれ	報酬比例部分 ▲65歳	老齢厚生年金
		老齢基礎年金 ▲65歳

年金の
お受取りは、
JA兵庫みらいへ！

